

医療法人いちえ会
洲本介護事業部

事業継続計画

目次

自然災害発生時における業務改善継続計画.....	2
総論.....	2
(1)基本方針.....	2
(2)推進体制.....	2
リスクの把握.....	3
せんけい苑及び GH 加茂ハザードマップ.....	3
楽園すもとハザードマップ.....	5
築地ハザードマップ.....	7
GH 上物部ハザードマップ.....	10
被害想定.....	12
せんけい苑.....	12
楽園すもと.....	13
築地.....	14
GH 加茂.....	15
GH 上物部.....	16
優先事業の選定(優先する事業及び縮小させる事業).....	17
せんけい苑.....	17
楽園すもと.....	18
GH 加茂、築地、GH 上物部.....	18
通所リハ、通所介護、訪問リハ、訪問介護、ひといく伊月.....	19
感染症発生時における業務継続計画.....	20
総論.....	20
(1)基本方針.....	20
(2)推進体制.....	20
研修・訓練の実施、BCP の検証・見直し.....	20

自然災害発生時における業務継続計画

総論

1. 基本方針

医療法人いちえ会に属する洲本伊月介護事業部においての自然災害発生時の対応は、洲本伊月病院が定める BCP(法人 BCP)に基づいた適用範囲の中で、施設管理責任者である介護老人保健施設せんけい苑の事務課長 児玉義典および施設管理副責任者である管理課 谷諭の判断において、その危機に処する事を前提とし、報告・連絡・相談を徹底させるものとする。

しかしながら、その災害の種類や規模、被災状況によりその前提となる過程が踏めなかった場合を想定し、各事業所・施設において迅速な初動を起こせるよう、ここに指針を定める。

2. 推進体制

被害の状況に応じて、大別した災害対策の推進体制を記載する。

(平常時の災害対策の推進体制)		
主な役割	部署・役職	補足
総指揮	事務局長	対策本部長への報告も兼ねる
報連相、現場指揮	せんけい苑事務長	公共機関との連携も兼ねる
搬送業務指示	管理課属長	法人所有の救急車及び施設車両の運用指揮
修理・修繕指示	管理課属長	必要に応じて業者に依頼

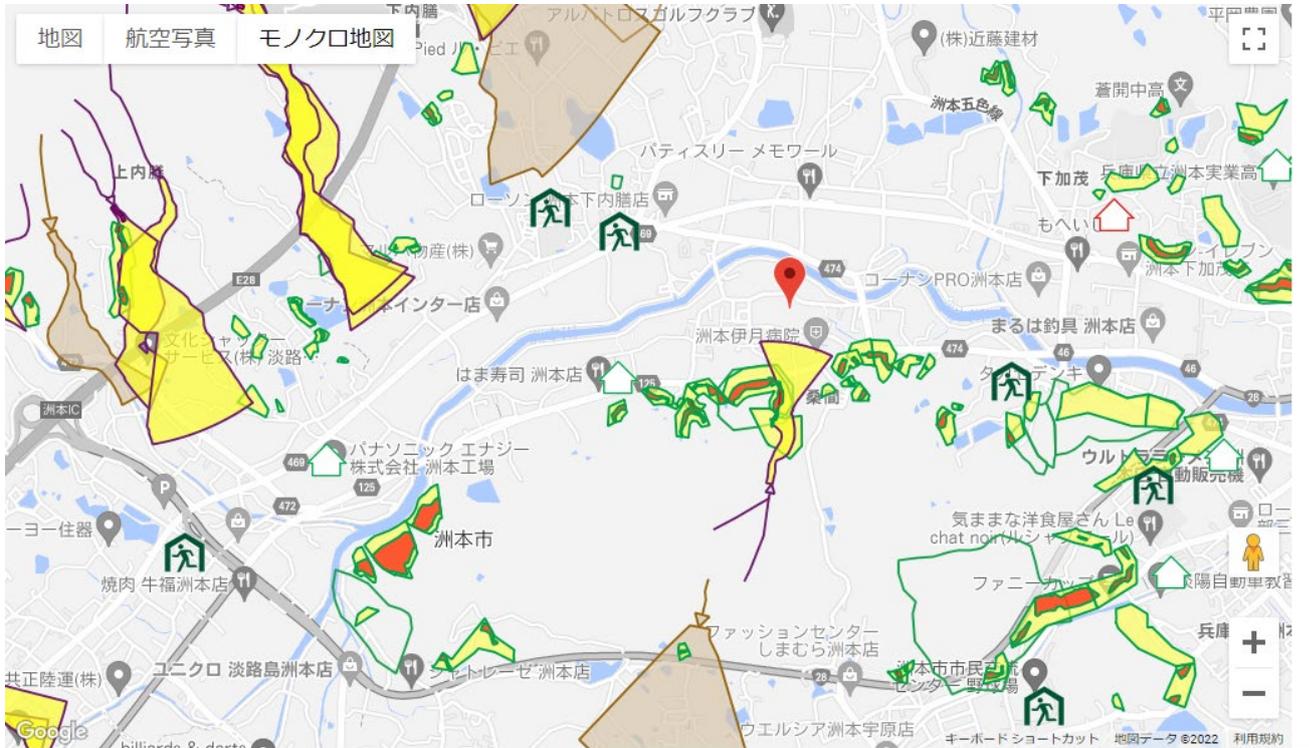
(緊急時の災害対策の推進体制)		
主な役割	部署・役職	補足
総指揮	対策本部長	法人 BCP に基づく
総指揮(代理)	せんけい苑事務長	対策本部との連携も兼ねる
報連相、現場指揮	各事業所管理者	公共機関との連携も兼ねる
搬送業務指示	管理課属長	法人所有の救急車及び施設車両の運用指揮
修理・修繕指示	管理課属長	必要に応じて業者に依頼

3. リスクの把握

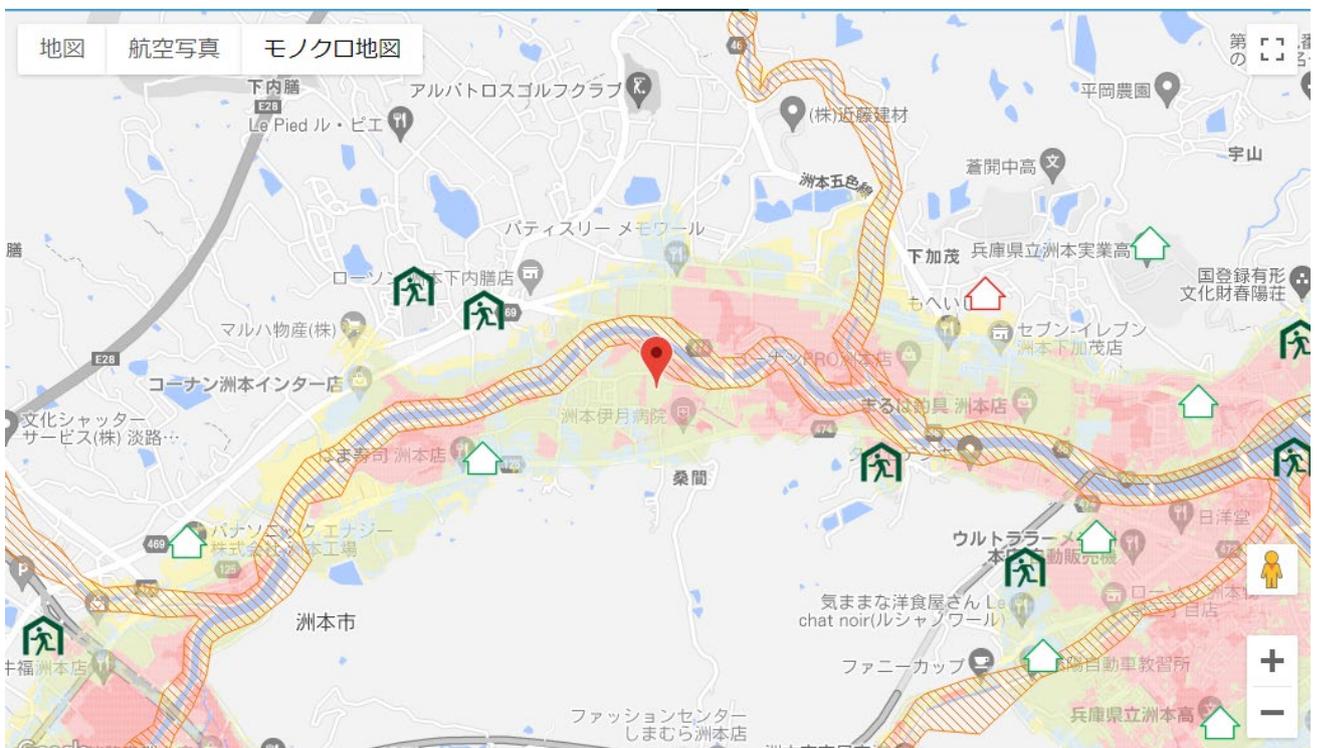
ハザードマップの確認

【介護老人保健施設せんけい苑、いちごの家・加茂周辺】

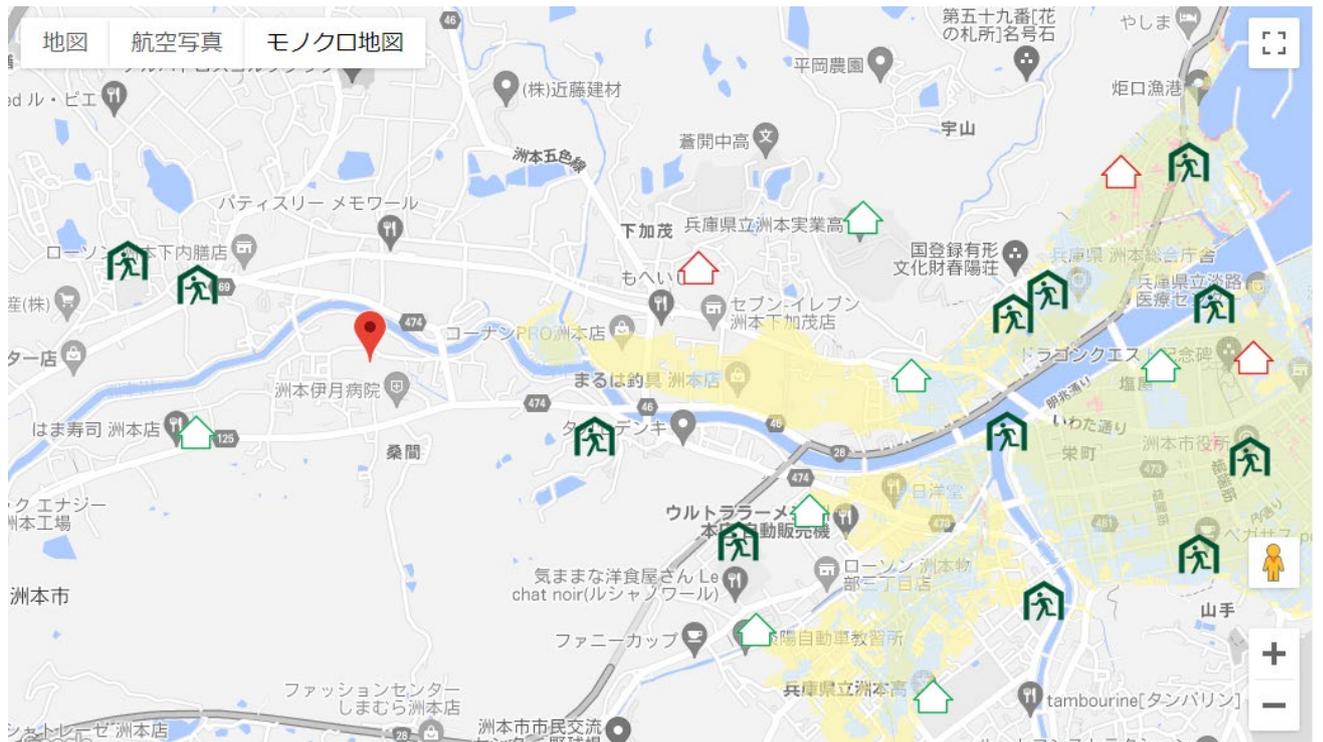
土砂



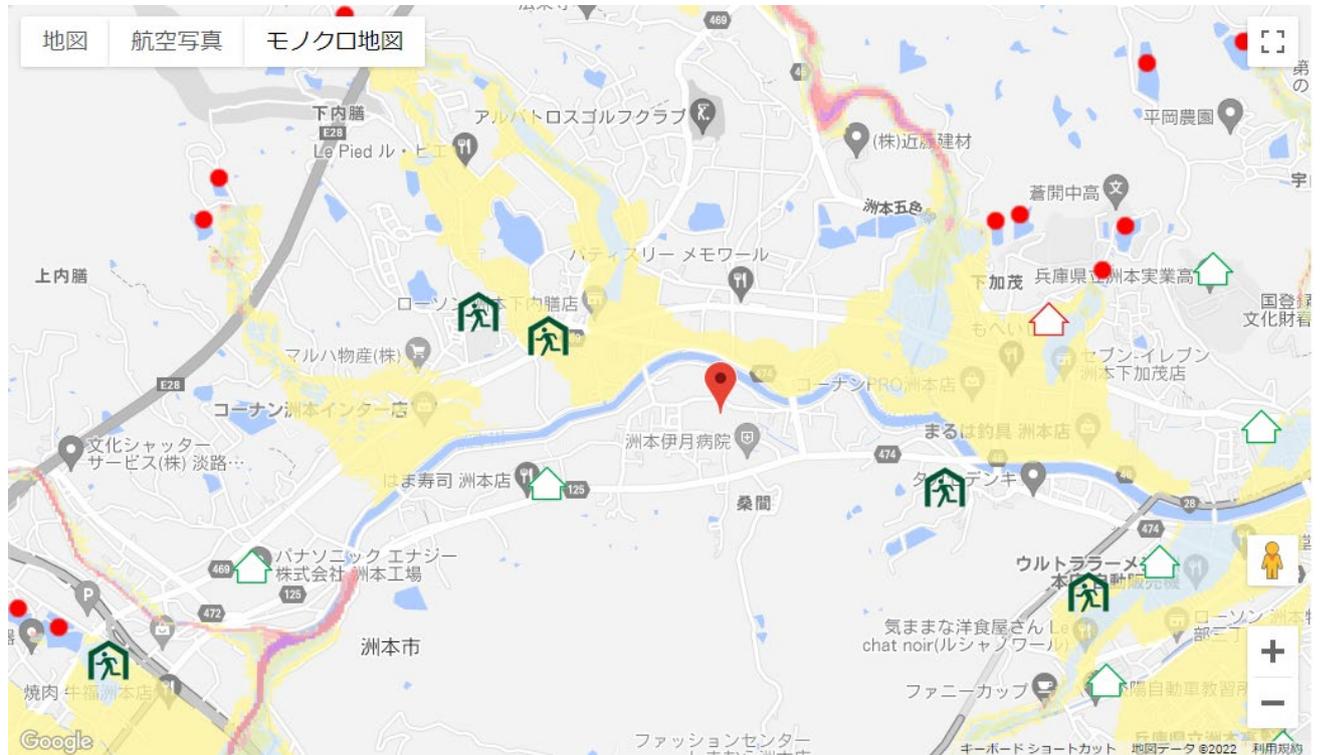
洪水(概ね 1000 年に 1 度の降雨)



高潮

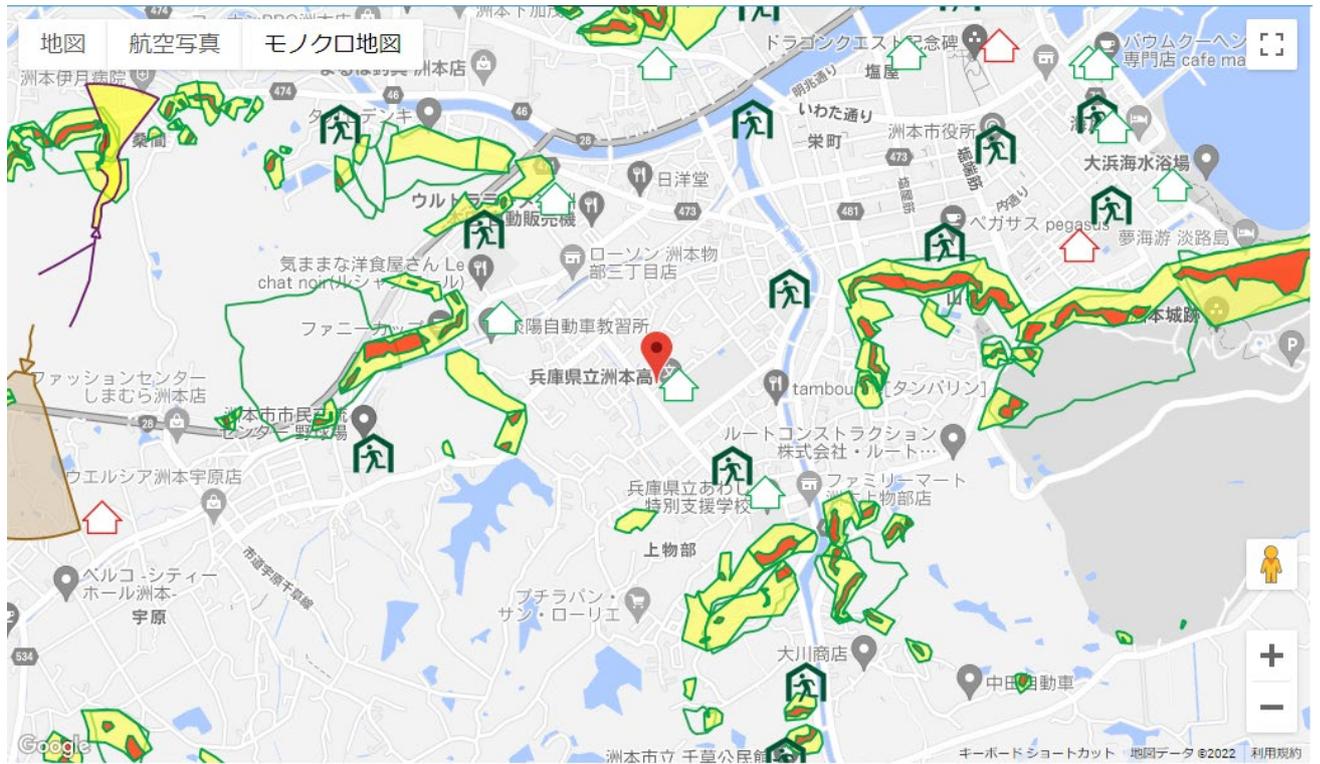


ため池と浸水想定区域

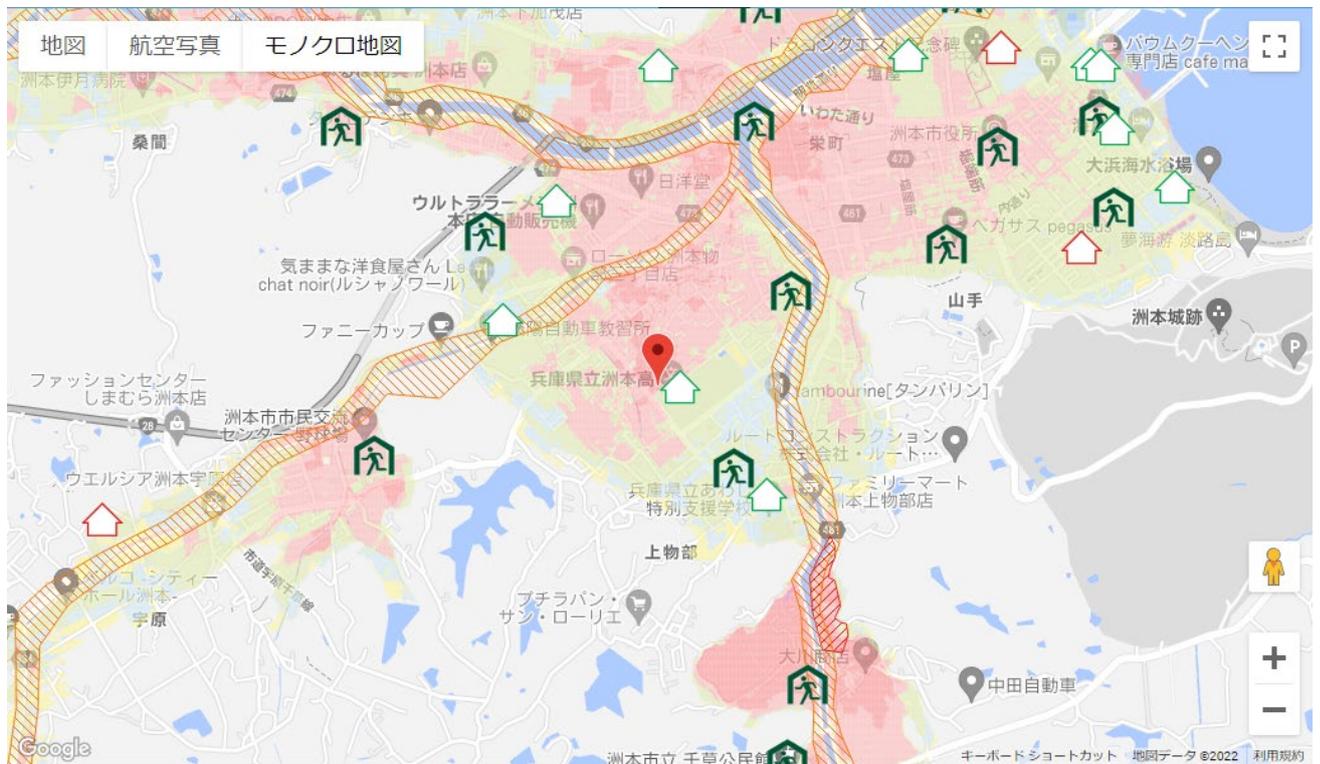


【楽園すもと周辺】

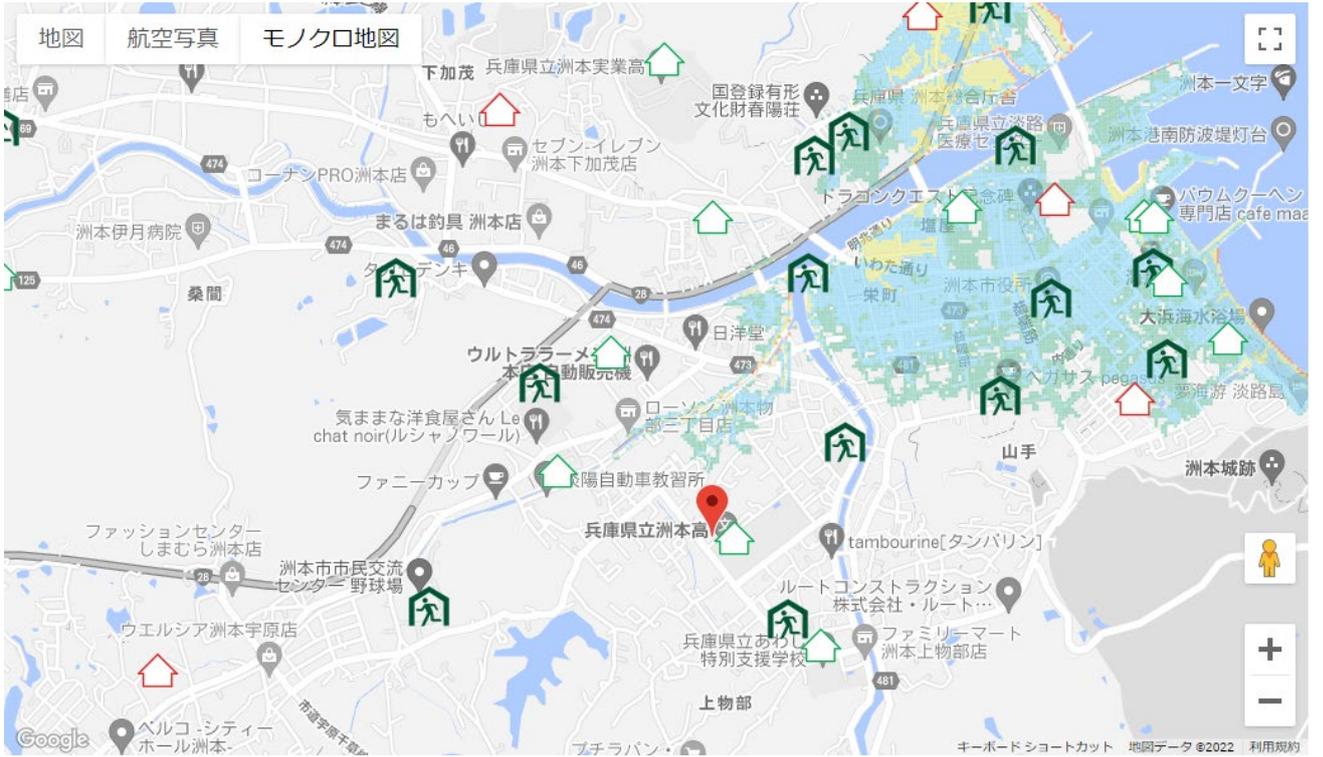
土砂



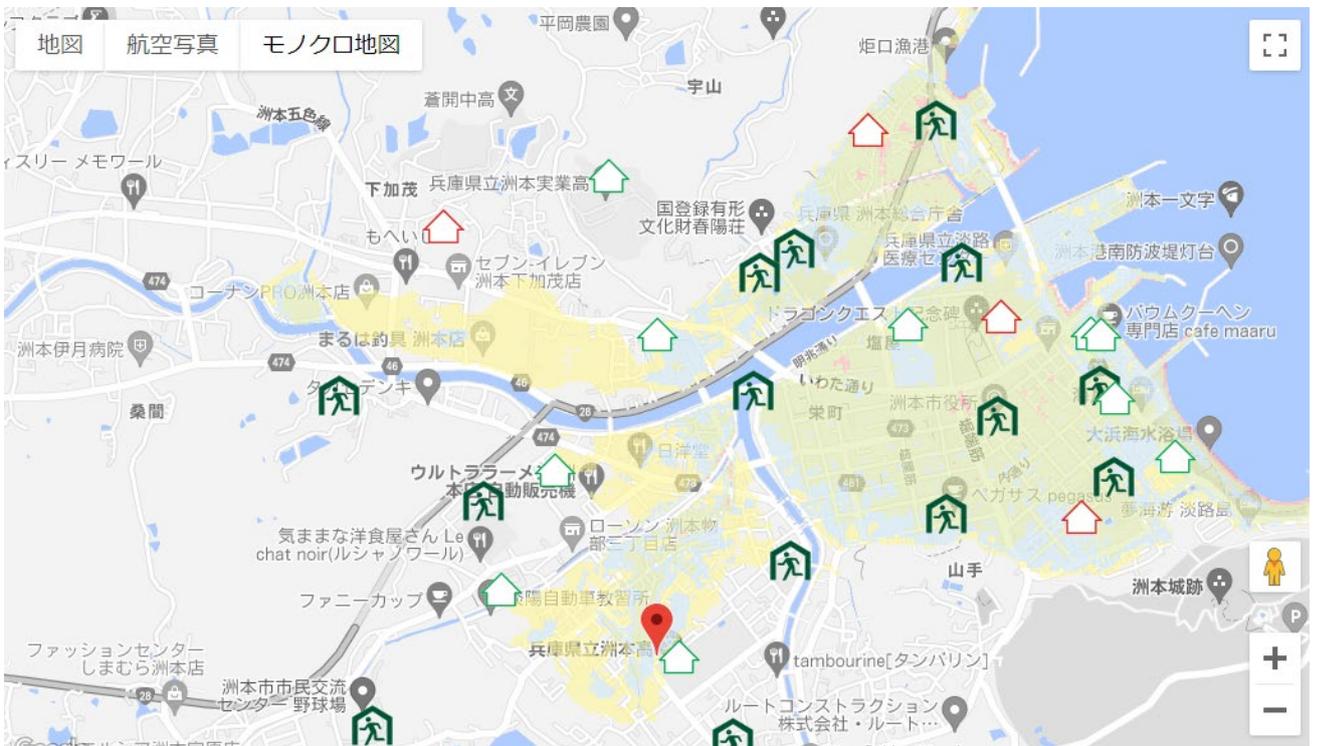
洪水(概ね 1000 年に 1 度の降雨)



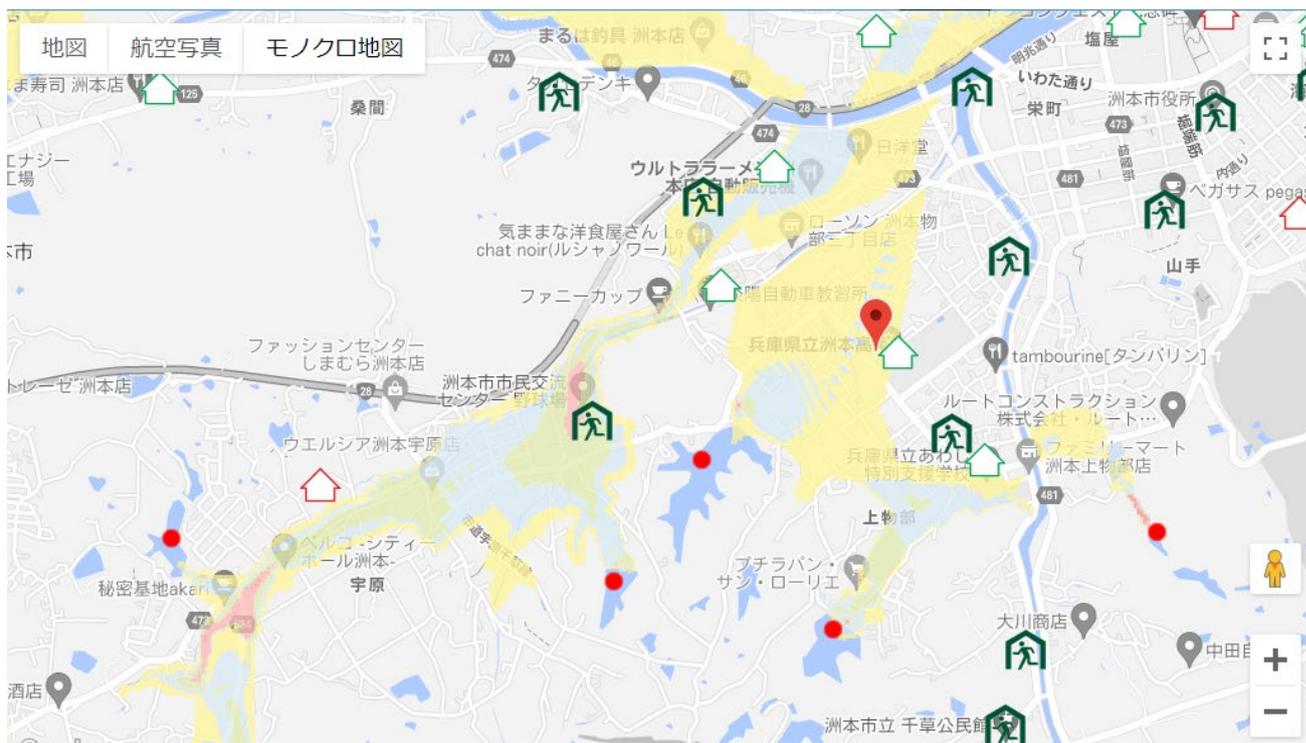
津波



高潮

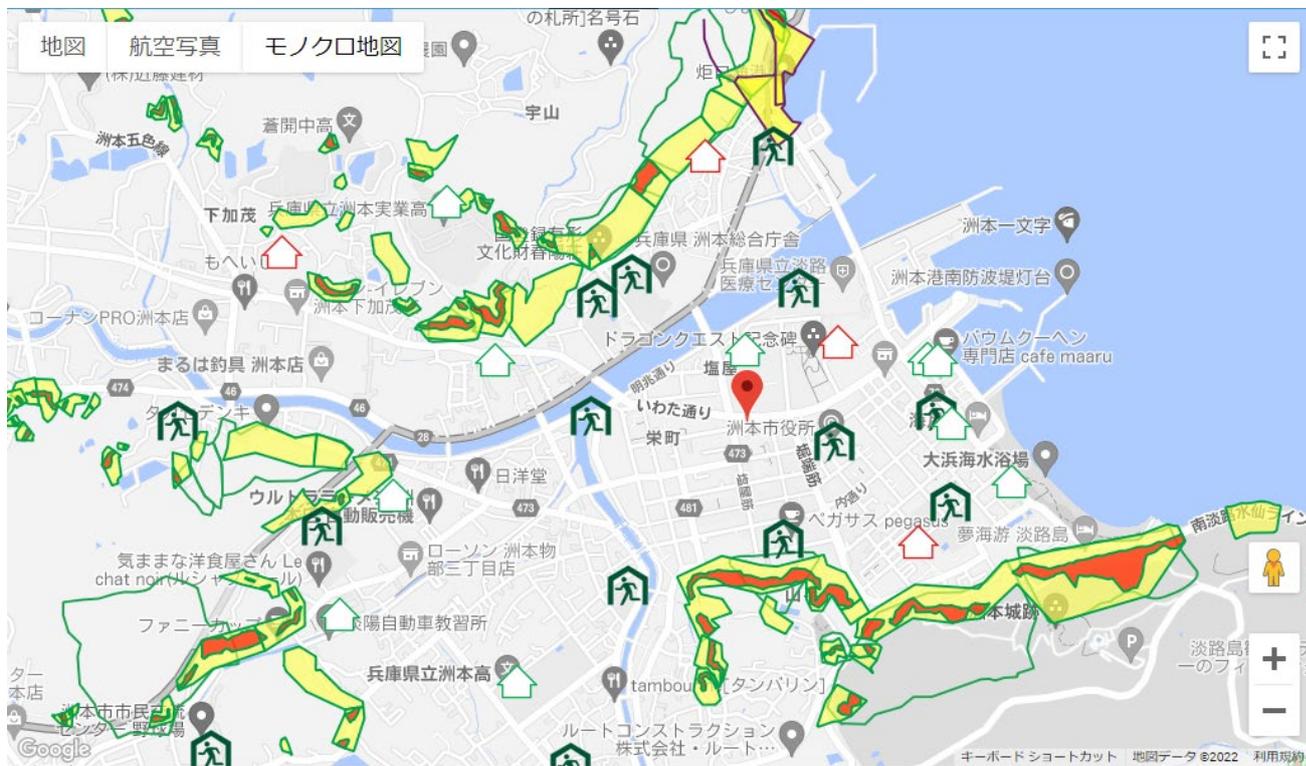


ため池と浸水想定区域

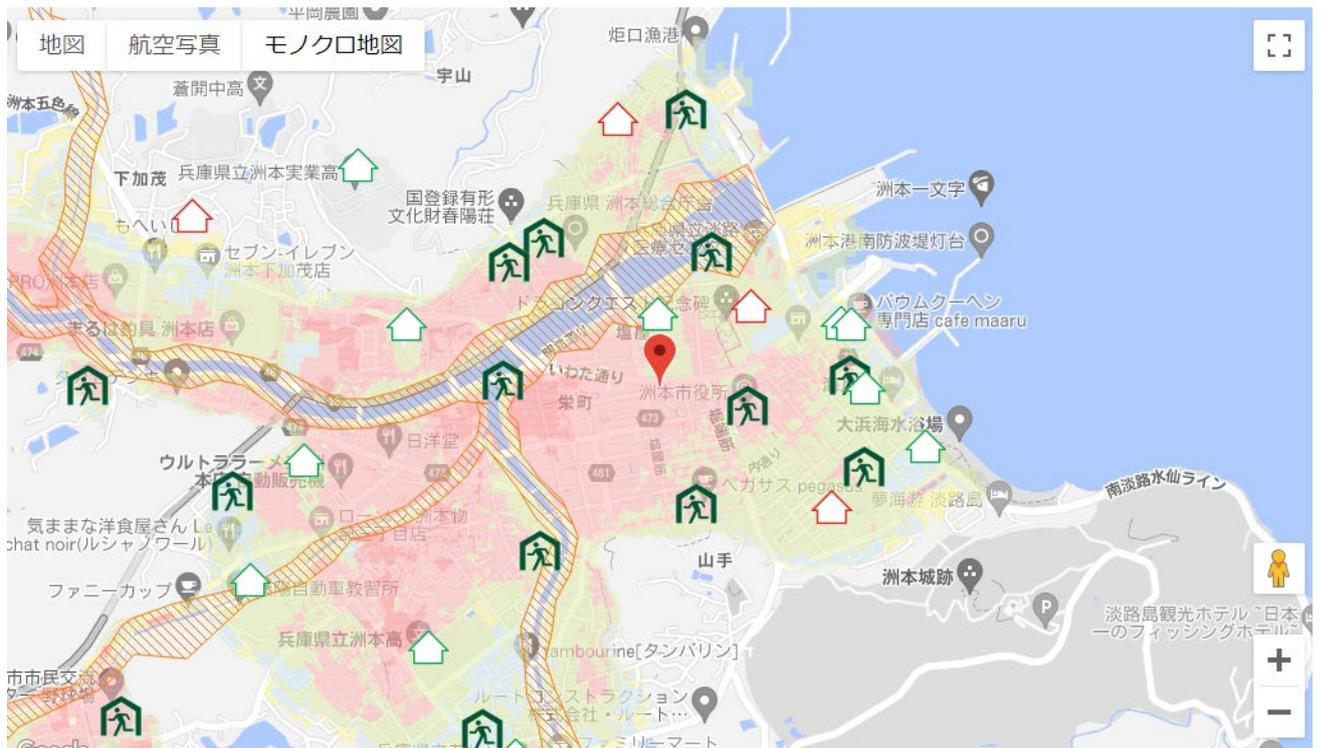


【いちごの家・築地】

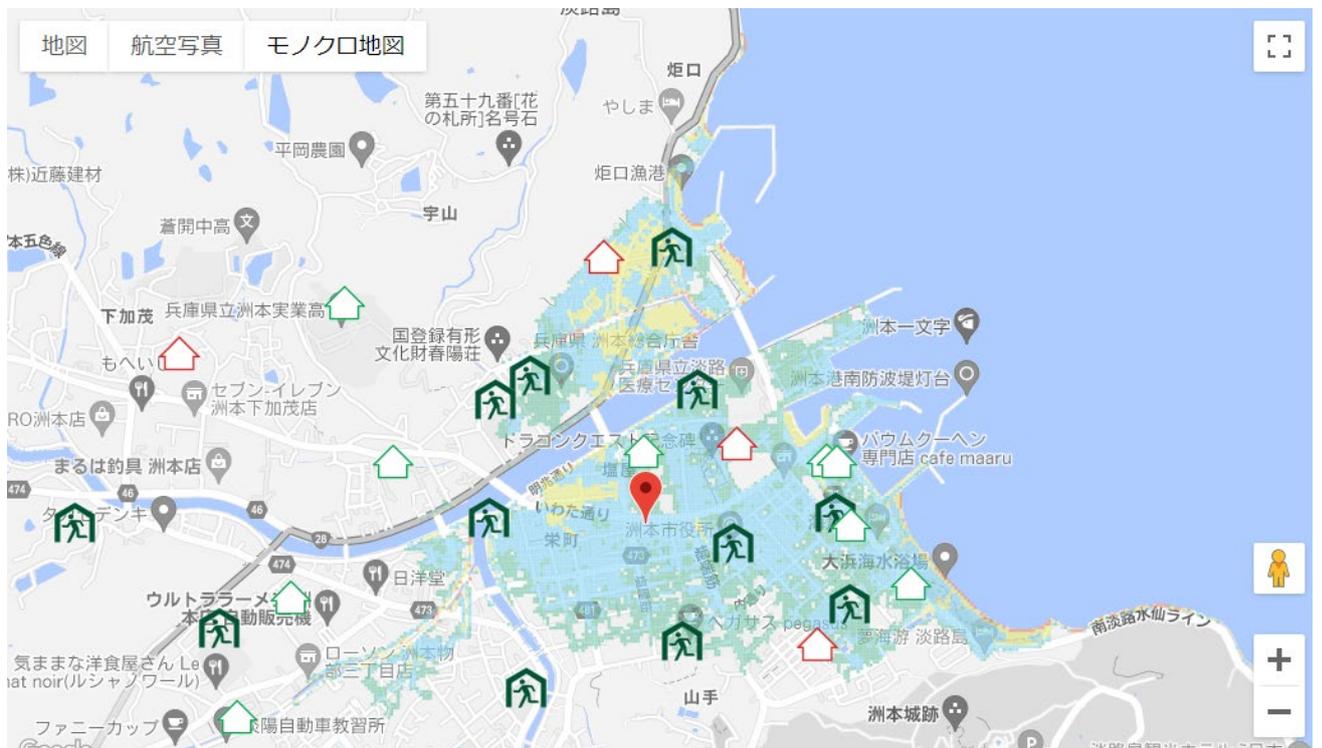
土砂



洪水(概ね 1000 年に 1 度の降雨)



津波



高潮

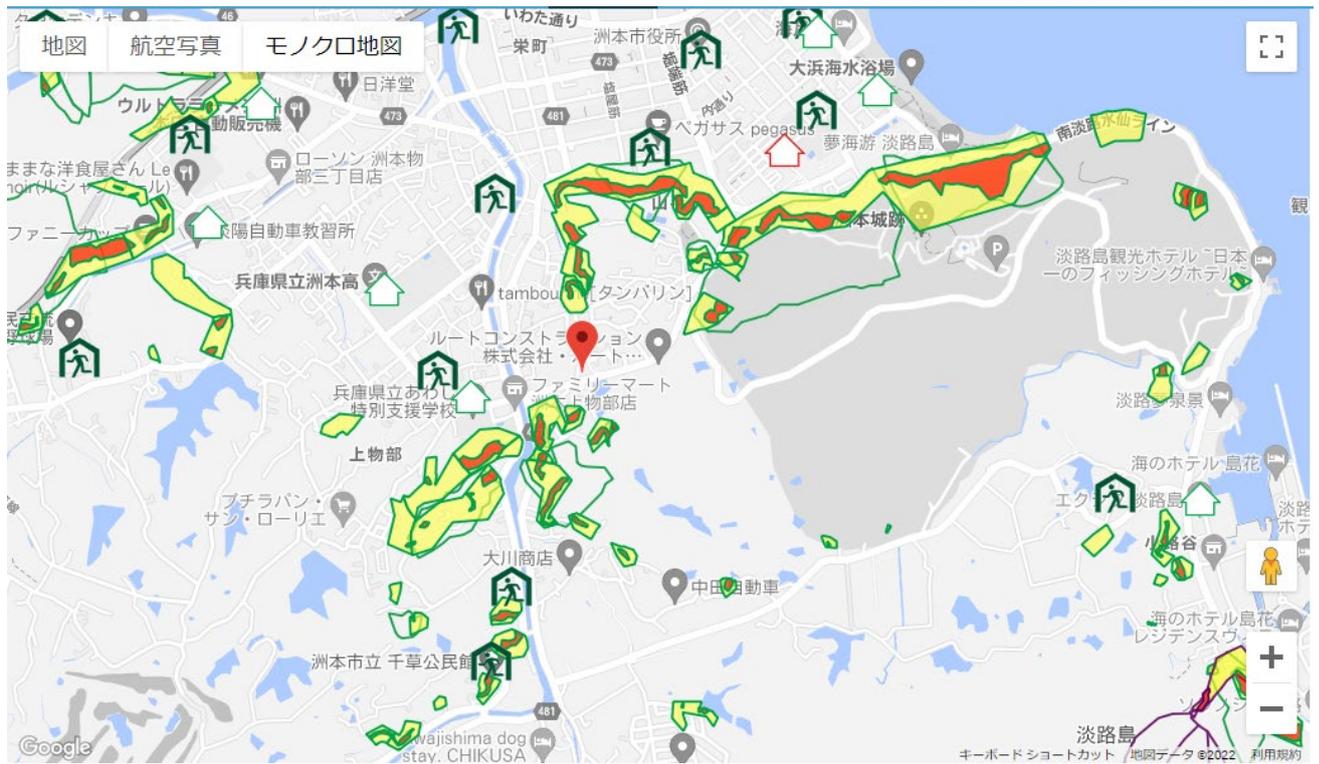


ため池と浸水想定区域

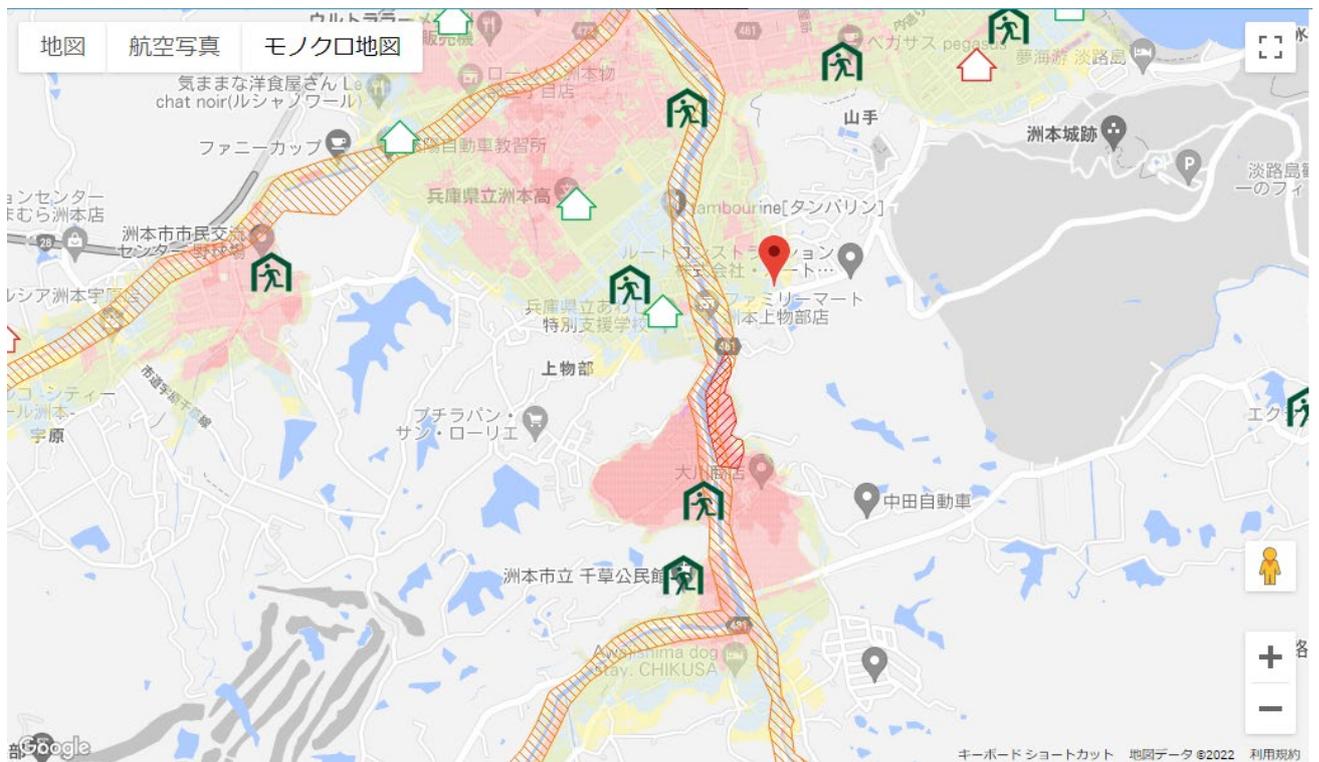


【いちごの家・上物部】

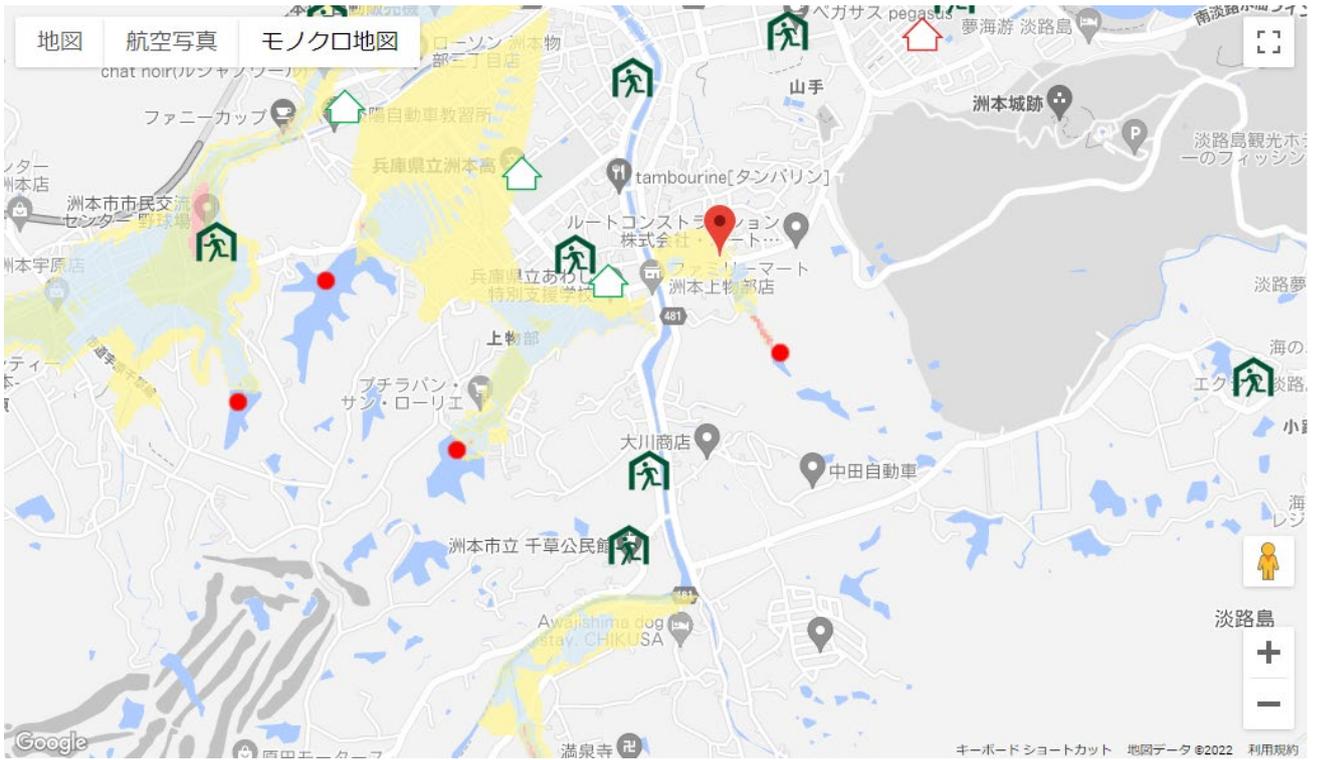
土砂



洪水(1000年に1度の降雨)



ため池と浸水想定区域



ひとついく伊月

わたしの家の避難マップ 洪水（想定最大規模）

※災害時の避難所を記入しておこう（記入例：○○小学校）

※同じ避難所でも、災害によって利用できない場合があります。どの災害の時にどこへ避難するのがよいか、確認しておきましょう。

災害時の避難マップ活用法

- ①自宅周辺の危険箇所を確認
- ②避難経路を地図に記入
- ③実際に歩いてみよう！

0.5m 未満の区域	3.0m 以上 5.0m 未満の区域	避難所 その他避難所 福祉避難所
0.5m 以上 1.0m 未満の区域	5.0m 以上の区域	
1.0m 以上 2.0m 未満の区域	家屋倒壊	
2.0m 以上 3.0m 未満の区域	河岸浸食	氾濫流

災害・避難メモ

4. 被害想定

各施設の設備等を勘察した上で被害想定を記載する。

一般的に大規模震災の場合、電気の復旧にかかる日数は約 1 週間とされている事に基づいて想定する。

【せんけい苑】										
	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目	
照明	使用不可							復 旧	→	
常夜灯	バッテリー(3h)	使用不可								
EV	使用不可									
飲料水	ペットボトル	使用不可								
生活用水(上水)	使用不可									
雑用水(中水)	使用不可									
ガス	プロパンガスなので、点検にて異常が無ければ使用可能									
スプリンクラー(防火設備)	自家発電機(屋上)									
人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器等	ポータブル発電機(1台)									
電話、FAX、メール	使用不可							復 旧	→	

【備考】

- 貯水槽給水:加圧ポンプ式である為、タンクに水が無くなるまでは使用可能。
- 施設周辺に配備している散水栓を利用し、雑用水としてバケツに汲む事は配管に損傷が無ければ可能であるが、排水がオーバーフローしてしまう為、例えばトイレを流す水として使用する事は出来ない。
- 1階浴室は循環式である為、電力が復旧するまでは配管に損傷が無くとも使用不可。
- 酸素ポンベは1500ℓ×10本を在庫として保有し、空きが5本になると納入の為に空ポンベを持って管理課が交換しに行く。
酸素ポンベの使用量は酸素濃縮器使用者を除いて1日に約1本ペース(2024年4月現在)。
- 保有する5年保存可能な飲料水は2ℓペットボトル×6本入りのケースが36ケース。2日分を想定している。
- 電話・FAX・メールは電力が復旧した上で、且つ回線及びそれに属する設備が損傷を受けていない場合にのみ使用可能となる。また電話においてはバッテリーを内蔵している為、回線に問題が無ければ緊急対応は可能である。

【楽園すもと】

	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目	
照明	使用不可							復 旧	→	
常夜灯	バッテリー(2h)	使用不可								
EV	使用不可									
飲料水	ペットボトル	使用不可								
生活用水(上水)	使用不可									
雑用水(中水)	散水栓より使用可能									
ガス	プロパンガスなので、点検にて異常が無ければ使用可能									
スプリンクラー(防火設備)	自家発電機(屋上)									
電話、FAX、メール	使用不可							復 旧	→	

【備考】

- 貯水槽給水:加圧ポンプ式である為、タンクに水が無くなるまでは使用可能。
- 施設周辺に配備している散水栓を利用し、雑用水としてバケツに汲む事は配管に損傷が無ければ可能である為、トイレに流す水として使用可能。
- 保有する5年保存可能な飲料は2ℓペットボトル×6本入りのケースが16ケース。2日分を想定している。
- 電話・FAX・メールは電力が復旧した上で、且つ回線及びそれに属する設備が損傷を受けていない場合のみ使用可能となる。また、電話においてはバッテリーを内蔵している為、回線に問題が無ければ緊急対応は可能である。

【築地】									
	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
電力	使用不可							復 旧	→
飲料水	ペットボトル			使用不可					
生活用水(上水)	使用不可								
雑用水(中水)	使用不可								
ガス	プロパンガスなので、点検にて異常が無ければ使用可能								
スプリンクラー(防火設備)	使用不可								
電話、FAX、メール	使用不可							復 旧	→

【備考】

- 自家発電設備が無いので電力供給は一切期待が出来ない。
- スプリンクラー稼働させる電力も無いので、火災による 2 次被害が懸念される。
- 保有する 5 年保存可能な飲料は 2ℓペットボトル×9 本入りのケースが 4 ケース。アクエリアス 2ℓペットボトル×6 本入り 2 ケースとあわせて 3 日分を想定している。
- 電力の供給が絶たれると生活用水を汲み上げるシステムが無い為、空のポリタンクユニットを準備。給水可能な場所まで取りに行く事を想定。
- 給湯器による一般浴室を備え付けている為、電力復旧が無ければ浴室の湯張りは不可。

【GH 加茂】

	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
電力	使用不可							復 旧	→
飲料水	ペットボトル			使用不可					
生活用水(上水)	使用不可								
雑用水(中水)	使用不可								
ガス	プロパンガスなので、点検にて異常が無ければ使用可能								
スプリンクラー(防火設備)	使用不可								
電話、FAX、メール	使用不可							復 旧	→

【備考】

- 自家発電設備が無いので電力供給は一切期待が出来ない。
- スプリンクラー稼働させる電力も無いので、火災による 2 次被害が懸念される。
- 各ユニットに、保有する 5 年保存可能な飲料が 2ℓペットボトル×9 本入りのケースが 4 ケース、アクエリアス 2ℓペットボトル×6 本入りを 2 ケースとあわせて 3 日分を想定している。
- 電力の供給が絶たれると生活用水を汲み上げるシステムが無い為、空のポリタンクユニットを準備。給水可能な場所まで取りに行く事を想定。
- 給湯器による一般浴室を備え付けている為、電力復旧が無ければ浴室の湯張りは不可。

【GH 上物部】

	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
照明	使用不可							復 旧	→
飲料水	ペットボトル			使用不可					
生活用水(上水)	使用不可								
雑用水(中水)	使用不可								
ガス	プロパンガスなので、点検にて異常が無ければ使用可能								
スプリンクラー(防火設備)	使用不可								
電話、FAX、メール	使用不可							復 旧	→

【備考】

- 自家発電設備が無いので電力供給は一切期待が出来ない。
- スプリンクラーを稼働させる電力も無いので、火災による 2 次被害が懸念される。
- 保有する 5 年保存可能な飲料が 2ℓペットボトル×6 本入りのケースが 4 ケース。
- 電力の供給が絶たれると生活用水を汲み上げるシステムが無い為、曲田山の浄水場が非常時の給水所として利用できないか今後要検討とする。
- 給湯器による一般浴室を備え付けている為、電力復旧が無ければ浴室の湯張りは不可。

5. 優先事業の選定

入所サービスを優先し、通所サービスを当座停止させる。

損害状況の如何により、施設規模及びその保有する設備に応じて入所及び入所者を避難させる事を検討する。

①優先する事業

介護老人保健施設せんけい苑 入所サービス

いちごの家・楽園すもと 入居サービス

②一時休止・縮小させる事業

介護老人保健施設せんけい苑 通所サービス

介護老人保健施設せんけい苑 訪問リハサービス

楽園すもと 通所サービス

いちごの家・築地 入所及び通所サービス

いちごの家・加茂 入居及び通所サービス

いちごの家・上物部 入居サービス

配食サービス

ひといく伊月

6. 優先する業務および縮小させる業務

【せんけい苑】				
優先業務	最低限必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
服薬介助	2 人	2 人	2 人	2 人
排泄介助	4 人	4 人	4 人	3 人
食事介助	4 人	4 人	4 人	
口腔ケア・整容	4 人	4 人	4 人	

介護職員(療養棟 100 人に対し)	1 日を通して 10 人
管理課(修理・修繕業務・搬送業務)	1 日に計 7 人

【備考】

搬送業務は管理課から運転手を1名、当座停止しているサービスの介護職員から 1 名を補助要員として配置する事を基準とする。

介護業務に振り分けられていない事務職員、リハビリ職員、介護職員は管理課業務を遂行する事で、復旧に向けた人員の確保を優先する。

職種を問わず、介護の経験や介護福祉士等の資格を持つ者、リハビリ職員に限っては、状況に応じて介護現場を担当する事で業務継続に必要な人員の確保を優先する。

【楽園すもと】

優先業務	最低限必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
服薬介助	2人	2人	2人	2人
排泄介助	2人	2人	2人	2人
食事介助	2人	2人	2人	
口腔ケア・整容	2人	2人	2人	

介護職員(利用者 59 人に対し)	1 日を通して 6 人
-------------------	-------------

【GH 上物部、GH 加茂、築地】

GH 上物部利用者18名を楽園すもと通所のスペースへ避難。

GH 加茂利用者18名をせんけい苑通所のスペースへ避難。

築地ショート利用者をせんけい苑通所のスペースへ避難。

【楽園すもと通所スペース】

優先業務	最低限必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
服薬介助	2人	2人	2人	2人
排泄介助	2人	2人	2人	2人
食事介助	2人	2人	2人	
口腔ケア・整容	2人	2人	2人	

介護職員(利用者 18 人に対し)	1 日を通して 6 人
-------------------	-------------

【せんけい苑通所スペース】

優先業務	最低限必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
服薬介助	2人	2人	2人	2人
排泄介助	2人	2人	2人	2人
食事介助	2人	2人	2人	
口腔ケア・整容	2人	2人	2人	

介護職員(利用者 18 人+ α に対し)	1 日を通して 6 人
------------------------------	-------------

通所、訪問サービス中に被災した場合

【通所リハ・通所介護】

1. 介護老人保健施設せんけい苑が別途で定める、災害発生時における緊急対応マニュアルに従い、事故・二次災害に注意を払いながらサービスを中止する。その際、施設に勤務し出入りする全ての者だけでなく、施設長が指名する法人内他事業所の職員にも当マニュアルの適用を求める。
2. 送迎中に被災をした場合、生命の維持を最優先とする事はサービスを提供されている利用者も同じである事から、運転手は帰苑する際、利用者を帯同し避難させるかどうかの判断をする。
可能であるならば、帰苑の方法を施設に連絡して管理課に伺う。帰苑する経路が損傷している場合や 2 次災害に備え、無線機を所有する管理課の迎えを安全な場所で待つ。
3. 以上を想定し、常日頃より緊急連絡先と避難所の把握に努めるものとする。

【訪問リハ・訪問介護】

サービス提供中に被災した場合に備えて複数の連絡先、具体的に自施設・自らが属する部署の主任・せんけい苑の連絡先を把握しておく。

(対応中の利用者への支援手順)

1. 安全確保を第一とする。
2. 施設に連絡を取り、帰苑の方法を管理課に伺う。
可能であるならば、帰苑する経路が損傷している場合や 2 次災害に備え、無線機を所有する管理課の迎えを安全な場所で待つ。
3. 生命の維持を最優先とする事はサービスを提供されている利用者も同じである事から、訪問者は帰苑する際、利用者を帯同し避難させるかどうかの判断をする。
以上を想定し、常日頃より緊急連絡先と避難所の把握に努めるものとする。

【ひといく伊月】

サービス提供中に被災した場合に備えて複数の連絡先、具体的にせんけい苑・受講者の緊急連絡先を把握しておく。

(受講中の支援手順)

1. 安全確保を第一とする。
2. 帰路が損傷している場合や 2 次災害、緊急車両の妨げにならないよう備え、受講者の避難誘導に努める。可能であるならば無線機を所有する管理課の指示を仰ぎ、受講者の帰宅経路を決める。
3. 尚、受講者及び指導者が走行車両を有している事は容易に想定できる為、現場の判断において担当した指導者に裁量を委ねるものとする。

感染症発生時における業務継続計画

総論

1. 基本方針

医療法人いちえ会に属する洲本伊月介護事業部においての感染症発生時の対応は、洲本伊月病院が定める BCP(法人 BCP)に基づいた適用範囲の中で、感染対策委員会の指示により事業計画を遂行するものとする。

しかしながら、予期せぬ事態により洲本伊月病院に属する感染対策委員会の指示が機能しなくなった場合を想定し、各事業所・施設において迅速な初動を起こせるよう、ここに指針を定める。

2. 推進体制

介護老人保健施設せんけい苑が別に定める緊急対応時における規程マニュアルに基づいて構成する。

研修・訓練の実施、BCP の検証・見直し

法人 BCP に基づき、教育ならびに演習を毎年 9 月に実施する。新たに入社した職員に対する BCP 教育(安全確認手段や BCP 発動対応ハンドブックなどの周知)は入職時に都度実施する。

附則

この事業計画は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。